netindex



平成21年6月1日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネットインデックス 代表 者名 代表取締役執行役員社長 田中 芳邦 (JASDAQ・コード 6 6 3 4) 問 合 せ 先 執行役員経営企画本部本部長 野村 淑智

問 合 せ 先 役職・氏名 電話番号

70 3 - 5 2 5 0 - 7 2 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成21年6月24日開催予定の当社第25回定時株主総会に下記のとおり付議する事を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1. 変更の理由
- ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)に おいて株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされて おりますので、現行定款第8条を削除するものであります。 上記みなし定款変更に伴い、現行定款第10条の「当会社の発行する株券の種類」の文言を削 除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなる
 - 除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第9条第3項を削除し、株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款第10条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
 - (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第9条3項の「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第9条第3項および第10条の株券喪失登録簿の取扱いに関する定めを附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。
 - (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- ② 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であります株式会社インデックス・ホールディングスの決算期(事業年度の末日)が毎年8月31日であるため、インデックスグループにおける連結決算等の経営情報に適正かつ的確に対応ができるよう、当社の事業年度を毎年8月1日から7月31日までに変更いたしたいと存じます。これに伴い、現行定款第12条、第39条、第40条ならびに第41条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

netindex

2. 変更の内容変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款

変 更 案

第2章 株 式

第 8 条 当会社は株式に係る株券を発行す

第2章 株 式

(株券の発行)

(省

る。

(削除)

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当会社の株主名簿管理人およびそ の事務取扱場所は、取締役会の決議 によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿は、株主名簿 管理人の事務取扱場所に備えおき、 株主名簿、株券喪失登録簿および新 株予約権原簿への記載または記録、 その他株式ならびに新株予約権に 関する事務は株主名簿管理人に取 扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の発行する株券の種類ならび に株主名簿、株券喪失登録簿および新 株予約権原簿への記載または記録、そ の他株式ならびに新株予約権に関す る取扱いおよび手数料は、法令または 本定款のほか、取締役会において定め る株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第11条 (条文省略)

(基準日)

第 12条 当会社は、毎年 3月 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人およびそ の事務取扱場所は、取締役会の決議 によって選定し、公告する。

(削除)

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第10条 (現行どおり)

(基準日)

第11条 当会社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

netindex

② (条文省略)

第 13 条~第 42 条 (条文省略)

第8章 計 算

(事業年度)

第 <u>43</u>条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u>月1日 より翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第<u>44</u>条 当会社は、株主総会の決議によって、 毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録 株式質権者に対し、金銭による剰余金 の配当を(以下「期末配当」という。) を支払う。

(中間配当)

第 45条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年 9月 30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を支払うことができる。

第 46 条 (条文省略)

(新設)

② (現行どおり)

第12条~第41条(現行どおり)

第8章 計 算

(事業年度)

第 <u>42</u>条 当会社の事業年度は、毎年 <u>8</u>月 1 日 より翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、 毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を(以下「期末配当」という。)を支払う。

(中間配当)

第 44条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年 1月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を支払うことができる。

第45条 (現行どおり)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名 簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または 記録に関する事務は株主名簿管理 人に取扱わせ、当会社においては取 扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載 または記録は、法令または定款に定 めるもののほか、取締役会において 定める株式取扱規則による。

第3条本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

第4条 第38条 (事業年度) の規定にかか わらず、平成21年4月1日から始ま る第26期事業年度は、平成22年7月 31日までの1年4ヶ月とする。



第5条	本附則第4条及び本条は、第26期
	事業年度経過後、これを削除する。

2. 日程

取締役会決議: 平成 21 年 6 月 1 日 効力発生日 : 平成 21 年 6 月 26 日

以上